

よくあるご質問(補助事業全般)

	質問	回答
申請者・担当者		
1	様式1 応募申請書の代表者は誰にすればよいですか。	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。
2	様式2 実施計画書の「事業実施の代表者」は誰にすればよいですか。	実際に補助事業を行う部署の責任者(部長等)としてください。
3	様式2 実施計画書の「事業実施の担当者」は誰にすればよいですか。	補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。
事業期間		
4	補助事業の実施期間が単年度となっている場合、事業はいつまでに何を行えばよいですか。	2月末日までに事業を完了(検収確認・竣工確認等)してください。また、発注先への支払いを原則として完了させてください。(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可し、補助事業者は精算払請求時までに領収書を協会に提出してください。)
5	複数年度事業の申請方法はどうかすればよいですか。	補助事業経費を年度毎に明確(何をいつまでに実施するのか明らかにする)にして申請をしてください。様式3(経費内訳書)については、全事業期間分および28年度分を別々に作成してください。採択後は年度ごとに交付申請を行い、交付決定後に契約・発注をすることになります。
6	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。	初年度に補助対象経費が発生しなければ補助対象となりません。
7	複数年度事業で応募し、今年度採択された場合で、次年度も必ず採択されることとなりますか。	計画に不備等がない限り、次年度の当該補助事業の予算が確保され、国の予算が成立すれば基本的には採択となりますが、予算が大幅な削減等になった場合、採択内容に変更の可能性があります。
申請の単位		
8	同一の事業で、複数の場所での工事で補助申請を行う場合、どのように申請すればよいですか。まとめた申請は可能ですか。	事業者毎に複数の場所での工事をまとめて申請することも可能ですし、別々に申請することも可能です。まとめて申請する場合、事業の一部が採択されることはありません。

	質問	回答
9	応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書を元に作成いただいてもかまいません。 なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
10	応募申請の様式は決まっていますか。	応募申請書【様式1】、実施計画書【様式2】、経費内訳【様式3】は、必ず所定の様式(Excel形式)を使用してください。様式2及び3については、各事業ごとに使用する様式が異なりますので必ず応募を希望する事業の様式を確認してください。
共同申請		
11	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	補助事業によって財産を取得する者が代表事業者になり、申請者となります。
補助事業で導入した財産の処分		
12	補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要になった場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の財産です。これを処分の制限期間内に処分する時は協会に申請し承認を受けなければなりません。処分の制限期間は、その財産の法定耐用年数になります。 なお、法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)となります。
補助対象経費		
13	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各事業の補助対象経費の区分・費目は、公募要領p.18 4. (3)補助対象経費を御確認ください。
14	補助対象外経費に当てはまるものはどのようなものがありますか。	補助対象外となるのは下記の経費等です。 ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費。 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用(当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む) ・本補助金への応募・申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等 消費税も原則対象外となりますが詳細は、問の35をご覧ください。
15	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知に記載された採択額が補助金交付金額の上限になります。採択額を超える補助金交付申請はできません。
16	補助事業による取得財産であること明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めて良いでしょうか。	プレート作成費及び貼付の費用については補助対象とはなりません。
17	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーターは補助対象に含めてよろしいでしょうか。	メーターにつきましては、補助対象外となります。 新設設備の個別の消費したエネルギーを測定するメーターが無い場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。

	質問	回答
補助事業における発注		
18	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	問題ありません。
19	工事業者等への補助事業の発注(契約)はいつ行えばよいですか。	交付決定日以降に行ってください。
20	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付対象とはなりません。
21	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどうのことですか。	競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。
22	入札手続き等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。	問題ありません。
23	見積もり合わせを行う場合、「三メーカーのLED照明(同等のスペックのもの)を比較」と、「同じ商品で、三つの販売先を比較」のどちらが正しいですか。	契約・発注先の候補三者以上から見積書を取得し比較してください。メーカーが違う場合は、同等のスペックのものであることを確認します。ひとつの代理店・商社から三メーカーのLED照明の見積書を取得した場合は競争原理が働いたことにはなりません。別の業者三者以上から見積を取ってください。
24	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解しているが、弊社は、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としている。補助事業の場合でも随意契約できますか？	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不适当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、協会の承認を得る必要があります。
25	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事(全額自己負担)も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください。
応募申請時の提出書類		
26	応募書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められておりますが、市町村が申請者の場合は添付は不要ですか。	パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として、今年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。
27	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でよろしいでしょうか。	問題ありません。
28	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社分の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
29	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。

	質問	回答
30	申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	審査を公平に行うため、個別での相談は受け付けておりません。
申請の辞退等		
31	応募申請後、施主都合等により補助金申請を辞退する必要がある場合、どのように対応すればよいですか。	<p>交付決定前の辞退は可能です。採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。</p> <p>交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止(廃止)承認申請書を提出して承認を受ける必要があります。</p>
圧縮記帳		
32	圧縮記帳は適応されますか。	<p>適応されます。ただし、「事務費」については、適用されません。</p> <p>圧縮記帳を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、ご不明な点は、所轄の税務署等にご相談ください。</p>
他の補助金との併用		
33	他の補助金と併用は可能ですか。	<p>国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみを受給となります。</p> <p>地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。</p> <p>ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。</p>

	質問	回答
消費税		
34	消費税は補助対象となりますか。	<p>消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。</p> <p>ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。</p> <p>①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者</p>
事業報告書		
35	稼働増などにより、CO2削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	事業報告の際、CO2削減量の目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくことになります。また、今後の対策(案)を提示いただくこともあります。
36	事業報告書において、実績報告書に記載したCO2削減量の達成率が低かった場合、ペナルティはありますか。	CO2の削減等当初の目的と大きく乖離している場合は、補助金の返還をしていただく可能性があります。

よくあるご質問 (①公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上分野)

省CO2型福祉施設等モデル支援事業

質問		回答
要件		
1	調査事業だけ応募はできますか。	調査事業だけでは補助対象となりません。導入補助事業を実施する事が要件となります。
2	LED照明のみ、調査・導入事業は補助対象となりますか。	LED照明のみは補助対象とはなりません。他の設備・機器と一緒に導入を行う事業が補助対象となります。
3	要件に「対象施設全体のエネルギー消費量を5%以上削減できること」とありますが、調査の結果、5%を満たさない場合はどうなりますか。	調査の結果、エネルギー起源二酸化炭素排出量を5%以上見込めない場合は、導入事業は実施できません。
4	どのように診断会社を選定すればいいのでしょうか。	入札又は三者以上の見積を取り、一番安価な診断会社を選定してください。 なお、応募時は一社の概算見積を添付いただければ申請可能です。
5	新築の施設は応募できますか。	対象施設全体のエネルギー消費量がわからず削減量が算出できませんので補助対象外となります。
6	1施設内で、補助対象施設となる小規模な補助対象施設を複数運営している場合、共同で使用している給湯設備や空調設備の導入は補助対象となりますか。	補助対象となります。
7	一部が補助対象となる小規模施設と補助対象とならない施設が共有する給湯設備等は補助対象となりますか。	補助対象外となります。
設備		
8	導入補助事業で、断熱パネルは対象となりますか。	断熱パネルは補助対象外です。
9	LED照明に点灯時間・電力消費量監視制御装置等を加えれば補助対象となりますか。	エネルギーを消費する設備の導入に該当しないので補助対象外となります。
申請		
10	調査事業の様式2の導入設備のCO2削減効果はどのように算出し、記載すればいいですか。	導入が見込まれる設備・機器をカタログや仕様書から想定し、算出してください。
11	応募申請書類に添付する対象事業の要件である中小規模施設がわかる資料とはどのようなものがありますか。	地方公共団体からの指定・認可書の写し及びパンフレット、カタログ等を添付してください。

よくあるご質問 (②地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上分野)

低炭素型の融雪設備導入支援事業

	質問	回答
設備		
1	ロードヒーティングを導入する場合、舗装費用は補助対象となりますか。	現状が舗装してある場合は、既存舗装の原状回復費として舗装費・撤去費も補助対象となりますが、現状が土の場合の舗装費用は補助対象となりません。
2	地中熱ヒートポンプを利用した融雪システムの場合計測器は補助対象となりますか。	補助対象外となります。